

役員等の報酬及び費用弁償規程

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海菊会(以下「法人」という。)の理事・監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもって支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務(以下「法人業務」という。)に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の日額は源泉税を除いて一律 7,000 円とし、各年度の支給総額は次のとおりとする。

(1)理事・監事:30 万円を超えない範囲。

(2)評議員:30 万円を超えない範囲

(費用弁償)

第3条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。

(適用除外)

第4条 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(規程の改正)

第5条 この規程を改正しようとするときは、評議員総数の 3 分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。